

(様式3の2)

つくば市火災予防条例の一部を改正する条例(案)の背景 ・経緯等

つくば市消防本部予防広報課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

国からの通知に基づき、重大な違反のある防火対象物に対する公表制度を整備するため、つくば市火災予防条例の改正を行う。

なお、管内人口が20万人以上の消防本部においては、公表制度に係る条例改正を平成29年3月末までに、また、条例の施行については平成30年4月1日から実施するよう通知されている。

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

「違反対象物に係る公表制度の実施について」(平成25年12月19日付け消防予第484号消防庁次長通知)に基づき、政令指定都市の消防本部を中心として、公表制度が実施されている。

○ 未来構想における根拠又は位置付け

まちづくりの理念Ⅱ 快適で安全・安心を実感できるまち

○ 関係法令及び条例等

- ・「違反対象物に係る公表制度の実施について」(平成25年12月19日付け消防予第484号消防庁次長通知)
- ・「違反対象物に係る公表制度における運用について」(平成25年12月19日付け消防予第487号消防庁予防課長通知)
- ・「違反対象物に係る公表制度の実施の推進について」(平成27年3月31日付け消防予第133号消防庁次長通知)
- ・つくば市火災予防条例(平成14年つくば市条例第76号)

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

消防法令違反の防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減が図られるとともに、防火対象物の関係者に対して防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に効果が期待できる。

つくば市火災予防条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 趣旨

現在、消防法令に違反している防火対象物へ消防機関が命令を行った場合、違反対象物への命令内容の公示が消防法により義務付けられていますが、公示に至るまでの間、建物の危険性に関する情報が利用者に提供されない状況にあります。

そこで、重大な消防法令違反のある防火対象物の違反内容等を公表し、利用者自らが建物の危険性に関する情報を入手して利用を判断できるように、本条例の一部改正が必要になったものです。

2 改正に至る背景と目的

平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災等、重大な消防法令違反のある防火対象物で火災が発生した場合、人命に多大な損害が出るおそれがあります。このような違反対象物に対して消防機関が命令を行った場合、市の公報や建物に命令内容が公示されることとなりますが、それに至るまでに相当の期間を要するため、その間、建物の危険性に関する情報が建物の利用者等に提供されないこととなります。

このことから、「違反対象物に係る公表制度の実施について」（平成25年12月19日付け消防予第484号）が消防庁から通知され、重大な消防法令違反のある建物について、利用者等に建物の危険性に関する情報を公表し、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、建物関係者による防火安全体制の確立を図ることを目的として、公表制度整備のため条例の改正を行うものです。

3 改正内容

(1) 公表の対象となる防火対象物（建物）

消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、不特定多数の人が利用する建物や、火災が発生した場合に避難等が困難であり、人命に多大な被害を出すおそれがある建物として次表に示す用途（(1) 項から (4) 項、(5) 項イ、(6) 項、

(9) 項イ, (16) 項イ, (16の2) 項, (16の3) 項) の防火対象物 (建物) で重大な消防法令違反のあるものが対象です。

《対象となる用途》

項	該当用途例	項	該当用途例
1 項	イ 劇場 映画館	5 項	イ ホテル 旅館
	ロ 公会堂 集会場		イ 病院 診療所
2 項	イ バー キャバレー	6 項	ロ 養護老人ホーム
	ロ 遊技場 ダンスホール		ハ デイサービス 保育所
	ハ 風俗営業店		二 幼稚園
	二 カラオケボックス		9 項
3 項	イ 料亭	1 6 項	イ 1 項～9 項の複合用途
	ロ 飲食店	1 6 の 2 項	地下街
4 項	百貨店 マーケット	1 6 の 3 項	準地下街

(2) 公表の対象となる重大な消防法令違反

(1) の防火対象物で、消防法第17条第1項の政令で定める技術上の基準に従って設置義務がある消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の全て又はいずれかが設置義務があるにもかかわらず、これらの設備を構成する機器等が一切設置されていないものが公表の対象です。

(3) 公表までの流れ

消防機関が立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、公表の対象となる重大な消防法令違反が認められる場合に公表します。

なお、公表予定日の7日前までに、関係者に公表する旨を通知します。

(4) 公表方法及び公表内容

公表は、つくば市ホームページに掲載し、違反が認められた防火対象物の名称、所在地、違反の内容について公表します。

なお、違反の是正が確認された場合は、公表事項を削除します。

4 参考資料

「違反対象物に係る公表制度の実施について」（平成25年12月19日付け消防予第484号消防庁次長通知）

http://www.fdma.go.jp/publication/dl/01_131219_484.pdf

「違反対象物に係る公表制度における運用について」（平成25年12月19日付け消防予第487号消防庁予防課長通知）

http://www.fdma.go.jp/publication/dl/02_131219_487.pdf

「違反対象物に係る公表制度の実施の推進について」（平成27年3月31日付け消防予第133号消防庁次長通知）

http://www.fdma.go.jp/publication/dl/03_150331_133.pdf

つくば市火災予防条例（平成14年つくば市条例第76号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第67条（略）</p> <p><u>（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）</u></p> <p><u>第67条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</u></p> <p>第68条（以下略）</p>	<p>第1条—第67条（略）</p> <p>第68条（以下略）</p>